平成２８年（フ）第６７１号
千葉県鎌ケ谷市道野辺1043番地２（ベルコーポ202）
債務者　前田　明鋭
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６７４号
千葉県流山市向小金１丁目238番地の１ファミールガーデン南柏601
債務者　千葉　千尋（旧氏名劉海洋・村上海洋）
（旧姓古谷・村上）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５３号
宮崎県延岡市博労町２番地18
債務者　上杉　通洋
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１５４号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目１番10号エンゼルコーポ栄町102号
債務者　新名　文英
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１３５５号
名古屋市中区正木１丁目15番８号　荘苑南伏見２Ｅ号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３２０号
東京都板橋区熊野町14―10
債務者　原　真由美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３２４号
東京都港区北青山１丁目６－４―103
債務者　宮本　六枝
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３２５号
東京都江東区大島２丁目10―５―304　伊藤方
債務者　貝原　由姫
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３２６号
東京都足立区千住大川町16―２
債務者　三石　康彦
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３６６号
東京都江東区亀戸３丁目61―23―403
債務者　三上　義子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８０号
東京都世田谷区経堂２丁目６―12　フォーブル長島Ｂ―203
債務者　田辺　紫樹
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８２号
東京都墨田区八広５丁目18―12―103　ＳＨＡＭＡＩＳＯＮ華みずき　参号館
債務者　菅田　卓夫
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８３号
東京都世田谷区松原３丁目27―４　平賀方
債務者　川辺絵理香
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８９号
東京都板橋区大山西町55―３―401
債務者　大木　康友
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３９７号
東京都江戸川区一之江６丁目１－７　第１佐々木ハイツ202
債務者　川原　順子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３９９号
東京都中野区松が丘１丁目35―７―203
債務者　清水　健史
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部